

午前・午後時分受領

婚姻届

令和年 月 日届出

愛知県碧南市長殿

受理令和年 月 日第号

書類調査戸籍記載記載調査調査票附票住民票通知

(1)氏名(よみかた)

氏名

生年月日

夫になる人

氏名

☐昭和

☐平成

☐ ()

年 月 日

妻になる人

氏名

☐昭和

☐平成

☐ ()

年 月 日

(2)住所

〔住民登録をして
いるところ〕

番地番

アパート・
マンション名等

世帯主
の氏名

番地番

アパート・
マンション名等

世帯主
の氏名

(3)本籍

〔外国人のときは
国籍だけを書いて
ください〕

番地番

筆頭者
の氏名

番地番

筆頭者
の氏名

父母及び
養父母の氏名
父母との続き柄

父の父
母

続き柄
男

妻の父
母

続き柄
女

〔右記の養父母以
外にも養父母が
いる場合はその
他の欄に書いて
ください〕

養父
養母

続き柄
養子

養父
養母

続き柄
養女

(4)婚姻後の夫婦の
氏・新しい本籍

☐夫の氏

☐妻の氏

新本籍（左の☒の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）
番地番

(5)同居を始めたとき

☐令和

☐ ()

年 月

〔結婚式をあげたとき、または、同居を始め
たときのうち早いほうを書いてください〕

(6)初婚・再婚の別

☐初婚

☐再婚

☐死別

☐離別

昭和・平成・令和
年 月 日

☐初婚

☐再婚

☐死別

☐離別

昭和・平成・令和
年 月 日

(7)同居を始める
前の夫婦のそれ
ぞれの世帯の
おもな仕事と

夫

妻

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が
1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または
1年未満の契約の雇用者は5）
5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
6. 仕事をしている者のいない世帯
(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

(8)夫婦の職業

夫の職業

妻の職業

その他

☐新本籍確認済

届出人署名
（※押印は任意）

夫

妻

事件簿
番号

連絡先

電話（ ）
夫・妻・自宅・勤務先・携帯

住定日

夫
妻

・
・

夫

☐免

☐旅

☐個

☐その他

☐無

()

不受理

☐有

☐無

通知

☐要

☐不要

妻

☐免

☐旅

☐個

☐その他

☐無

()

不受理

☐有

☐無

通知

☐要

☐不要

使者

☐免

☐旅

☐個

☐その他

☐無

()

氏名

住所

送

・

・

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキ、消せるボールペンで書かないでください。

□には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。

この届書は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人（18歳以上の方、2名）

署名
（※押印は任意）

印

印

生年月日

☐昭和

☐平成

☐ ()

年 月 日

☐昭和

☐平成

☐ ()

年 月 日

住所

番地番

番地番

本籍

番地番

番地番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

新本籍欄にアパート・マンション名は記入不要です。希望する地番までご記入ください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

◎署名は必ず本人が自署してください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。